

麦類生産技術向上事業のご案内

品質向上や病害対策、気象変動・生産費上昇への対応などの近年の麦類を取り巻く課題に対し、地域ぐるみで麦の生産性向上を図る産地を支援します。

事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、集荷団体、都道府県、市町村

対象となる作物

水田及び畑地において作付される麦類（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

成果目標 (3つ全てを設定)



1. 施肥・防除体系の確認と指導・助言
地域の課題解決に向けて、施肥・防除体系を改めて確認・検討し、その結果を踏まえて地域の生産者に指導・助言を行います。
2. 事業効果の検証と活用
事業効果を検証し、その成果を取りまとめ、技術指導資料、栽培暦、技術指針などの作成・改訂に活用します。
3. 情報の共有と産地振興への活用
得られた成果をホームページなどで共有し、地域産地の持続的な振興に役立てます。

取組イメージ

Step 1

施肥・防除体系が、地域の課題解決に必要な内容になっているか、改めて確認・検討。



Step 2

確認・検討の結果を踏まえ、生産者に指導・助言を実施し、地域ぐるみで、生産性の向上を推進。



Step 3

指導・助言の内容及びその効果等を検証し、各種資料に活用、ホームページやSNS等を通じて共有、産地の持続的な振興に活用。



1. 施肥・防除体系の構築

- ・麦類を取り巻く課題に対応し、地域ぐるみで生産性の向上を図ることを目的として、改めて、施肥・防除体系を見直します。
- ・見直し結果を踏まえ、地域の課題解決につながるよう、生産者への指導・助言を行います。
指導・助言を受けた生産者のR8年産の作付面積に応じ、10a当たり2,000円以内で支援します。
- ・指導・助言の効果を検証し、産地の持続的な振興に活用します。

2. 施肥・防除体系の構築の推進

- ・事業実施主体が施肥・防除体系の構築を行うために必要な経費のうち、実施要領で補助対象として定める経費について定額で支援します。

事業実施の手続き

1. 「麦類生産技術向上事業実施要領」の「別記様式第1号」により、事業実施計画書を作成してください。
2. 所在する市町村を経由して県へ提出してください。

書類等のめ切は
経由機関によって
異なります

事業の詳細につきましては、農林水産省ウェブサイトに掲載されている「麦類生産技術向上事業補助金交付等要綱」および「麦類生産技術向上事業実施要領」等をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/mugimame_kokusanka_r7.html

「小麦・大豆の国産化の推進（令和7年度補正予算）」内の「3. 要綱・要領及び説明資料」→「（1）生産対策」→「麦類生産技術向上事業」をご確認ください。

